

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)第6条第1項の規定により、令和7年度一般廃棄物の処理に関する計画を次のとおり定める。

令和7年4月1日

石狩市長 加 藤 龍 幸

令和7年度 一般廃棄物処理実施計画

I．一般廃棄物処理の基本的事項

- 1. 処理区域 石狩市全域
- 2. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
- 3. 処理計画量

(1) ごみ

		令和6年度 処理計画量
家庭廃棄物	計画収集	10,699 t
	自己搬入	703 t
	小 計	11,402 t
事業系一般廃棄物	許可業者収集	5,584 t
	自己搬入	1,295 t
	小 計	6,879 t
当別町からの受入	家庭系廃棄物	2,910 t
	事業系一般廃棄物	890 t
	小 計	3,800 t
その他市域外からの受入 (事業系食品残渣再生利用)		4,092 t
合 計		26,173 t

(2) し尿・浄化槽汚泥 ※ 平成28年10月より事務委任にて札幌市へ処理を委託。

	令和7年度 処理計画量
し尿	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ
小 計	0 kℓ
当別町からの受入	0 kℓ
合 計	0 kℓ

II. 市が行う一般廃棄物の処理

1. ものを大切に、循環させて賢くつかうまち いしかりに向けた方策

(1) 4Rの推進

集団資源回収奨励金	町内会、PTAなどの団体が集団で回収する古新聞、古雑誌、ダンボールなどを対象に実施団体には回収量1kgにつき3円を交付する。 回収見込量 1,200 t/年
粗大ごみの再利用	粗大ごみの内、リユース収集品をリサイクルプラザで修理して、展示、販売する。
普及啓発事業	ごみ減量の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発のため、出前講座や環境教育の充実を図る。リサイクルプラザにおいて、各種講座や体験教室を実施する。
びん・缶・ペットボトルの資源化	びん・缶・ペットボトルの分別収集を実施し、リサイクルプラントで選別後、指定法人などに引渡し、資源化を図る。 回収見込量 731 t/年
みどりのリサイクル事業	剪定枝・葉・草の拠点回収を実施し、堆肥原料などとして資源化を図る。 回収見込量 892 t/年
廃食用油の資源化	家庭から排出される使用済み食用油を拠点回収し、バイオディーゼル燃料への資源化を図る。 回収見込量 11 t/年
ミックスペーパーリサイクル	家庭から排出されるミックスペーパーを戸別回収し、再生紙の原料として資源化を図る。 回収見込量 226 t/年
廃蛍光管等の資源化	燃えないごみの日に、別袋等で排出された廃蛍光管等の資源化を図る。 回収見込量 1.3 t/年
乾電池の資源化	家庭から排出される乾電池を拠点回収し、資源化を図る。 回収見込量 12 t/年
小型充電式電池等の資源化	家庭から排出される小型充電式電池等を拠点回収し、資源化を図る。 回収見込量 0.1 t/年
小型家電リサイクル	家庭から排出される小型家電の回収拠点を公共施設に設け、再資源化事業者が回収し、資源化を図る。 回収見込量 17 t/年
古着・古布の資源化	古着・古布を拠点回収し、ウエスの材料、固形燃料の原料等として資源化を図る。 回収見込量 12 t/年
ペットボトルキャップ	家庭から排出されるペットボトルのキャップの回収拠点を公共施設に設け、ごみの減量・社会福祉貢献を図る。 回収見込量 1.7 t/年
紙パックの資源化	家庭から排出される紙パックを拠点回収し、資源化を図る。 回収見込量 0.4 t/年
インクカートリッジリサイクル	家庭から排出されるインクカートリッジを拠点回収し、資源化を図る。 回収見込量 0.2 t/年
金属類の資源化	北石狩衛生センターから発生する金属の資源化を図る。
事業系生ごみの資源化	事業所から排出される良質な生ごみの分別・収集運搬を促進し、生ごみリサイクル施設での飼料・肥料化への利用拡充を図る。 処理見込量 876 t/年
事業系廃プラスチック類の資源化	リサイクルプラザから排出される廃プラスチック類の資源化を図る。 処理見込量 2 t/年
事業者に対する指導	一般廃棄物多量排出事業者に対し、排出抑制、資源化へのシフトを促す。

(2) ごみの適正処理

ごみ処理施設の適正な管理・運営	北石狩衛生センター（し尿処理施設を除く）の管理運営を適正で効率的に行い、運営経費の削減を図るため長期包括委託を行う。
効率的な収集・運搬・処理の検討	ごみの有料化、平成18年9月から戸別収集を開始して10年以上が経過し、効率的な収集運搬の検討及び新たな分別を含めた処理の検討を行う。

(3) 環境の保全

北海道環境マネジメントシステムスタンダードの推進	ごみ収集委託事業者に北海道版「ISO14001」の北海道環境マネジメントシステムスタンダードの取得の推進を図る。
公害対策	北石狩衛生センターの焼却施設等のダイオキシン類の排出基準等を遵守するよう、監視・指導の徹底を行う。
不法投棄・海岸漂着物等対策	不法投棄防止対策として、監視パトロールの実施、幟、警告看板を設置し不法投棄の防止を図るとともに、石狩市域内の不法投棄及び海岸漂着物を回収し適正に処理を行う。

(4) 市、市民、事業者協働

市民等との協働	いしかり・ごみへらし隊と4Rについての4コマ漫画を毎月広報いしかりに掲載する。また、市民を対象としてリサイクル事業者等での体験ツアーを実施する。
---------	--

2. 一般廃棄物の種類（分別区分）・収集・受入方法等

(1) ごみ

① ごみの収集方法

【家庭廃棄物】

種 類（分別区分）	収 集 方 法	摘 要
燃やせるごみ	週2回 有料戸別収集（一部ステーション収集）	有料指定袋（5ℓ/10円、10ℓ/20円、20ℓ/40円、30ℓ/60円、40ℓ/80円）で排出
燃えないごみ	月1回 有料戸別収集（一部ステーション収集）	有料指定袋（5ℓ/10円、10ℓ/20円、20ℓ/40円、30ℓ/60円、40ℓ/80円）で排出
燃やせないごみ	週1回 有料戸別収集（一部ステーション収集）	有料指定袋（5ℓ/10円、10ℓ/20円、20ℓ/40円、30ℓ/60円、40ℓ/80円）で排出
びん・缶・ペットボトル	週1回（ミックスペーパー収集日を除く） 戸別収集（一部ステーション収集）	透明または半透明の袋で排出
危険ごみ	週2回 戸別収集（一部ステーション収集）	カセットボンベ、スプレー缶、使い捨てライターを透明または半透明の袋で排出
廃食用油	拠点収集	500mlのペットボトルに廃食用油を入れ拠点の回収ボックスに排出
剪定枝葉草花	拠点収集（5月、6月、8月、9月、11月各1回、7月、10月が2回）	みどりのリサイクルの日に93箇所の拠点に排出
古着・古布	拠点収集	14箇所の拠点の回収ボックスに排出
ミックスペーパー	月1回 戸別収集（一部ステーション収集）	紙袋、包装紙などであるんだミックスペーパーを排出
乾電池等	拠点収集	61箇所の拠点の回収ボックスに排出
小型充電式電池等	拠点収集	8箇所の拠点の回収ボックスに排出
ペットボトルキャップ	拠点収集	7箇所の拠点の回収ボックスに排出
紙パック	拠点収集	17箇所の拠点の回収ボックスに排出
小型家電	拠点収集	8箇所の拠点の回収ボックスに排出
インクカートリッジ	拠点収集	5箇所の拠点の回収ボックスに排出
廃蛍光灯等	月1回 戸別収集（一部ステーション収集）	蛍光灯、電球(LEDを含む)は買った時の箱に入れて、また水銀が入っているおそれのある物は新聞紙に包んで排出
粗大ごみ	週1回（一部地区月1回） 事前申込制による有料戸別収集 リサイクル品月1回	指定ごみ袋に入らないもの、入っても袋の口をしばれないもの、しばっても袋からはみ出すもの、自転車・タンスなど

◆ 市民の協力義務等

(ア) 家庭から排出するごみは、燃やせるごみ、燃えないごみ、燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、ミックスペーパー、廃蛍光灯等、危険ごみに分けて、決められた袋に入れて、住んでいる地区の決められた収集日の朝、決められた時間までに自宅前に出すこと。

ただし、危険ごみのカセットボンベ、スプレー缶、使い捨てライターは、必ず使い切って出すこと。

(イ) 剪定枝葉草花は決められた収集日の時間までに決められた場所に出し、廃食用油・古着・紙パック・乾電池等・小型家電・インクカートリッジは決められた場所の開設時間内に出すこと。

ただし、決められた場所に出せないときは、分別区分ごとに上記(ア)のとおり出すこと。

(ウ) 引越し等により一時的に多量に出るごみは、市の処理施設へ自ら搬入するか、許可業者に収集を依頼すること。

(エ) 市の定める排出禁止物は排出しない。

(オ) 粗大ごみについては、粗大ごみコールセンターに電話で申し込むこと。また、200円、500円、900円、1,300円の4種類で品目別に規定で定める額に見合った「ごみ処理券」を貼り、粗大ごみコールセンターから指定された日時に出すこと。

(カ) 古紙類(新聞・雑誌・ダンボール等)は、できるだけ各地域の町内会などで実施している集団資源回収または、民間の古紙回収事業者に出すこと。

◆ 石狩市廃棄物の再利用及び適正処理に関する条例第16条及び同条例施行規則第5条で規定する排出禁止物

(ア) 有害性のある物 (イ) 感染性のある物 (ウ) 危険性のある物

(エ) 引火性のある物 (オ) 著しく悪臭を発する物

(カ) 収集、運搬又は処理に際し、特別の取扱いを要する物で規定で定めるもの

- ・ 最大の辺又は径が2メートルを超えるもの
- ・ 重量が100キログラムを超えるもの
- ・ 収集、運搬又は処分するための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるもの
- ・ 収集、運搬又は処分に際し、作業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすおそれのあるもの

【事業系一般廃棄物】

種 類	収 集 方 法
一般廃棄物（すき取物、抜根等を除く）	事業者が自ら市の処理施設へ搬入するか、または許可業者へ収集を依頼する。

◆ 事業者の協力義務等

- (ア) 許可業者へ収集を依頼する場合は、許可業者の分別収集体制に応じて分別を行うこと。
- (イ) 自ら市の処理施設へ搬入する場合は、市の定める受入基準に従うこと。
- (ウ) 感染性一般廃棄物の処理を委託する場合は、感染性一般廃棄物に係る許可を有する業者へ依頼すること。
- (エ) 食品廃棄物（一般廃棄物）については、許可を有する民間処理施設において再資源化を行うこと。
- (オ) 再資源化施設で再利用ができない腐敗物や農薬等で汚染された輸入農産物、さらには、市の処理施設での処理に支障をきたす食品廃棄物（一般廃棄物）については、許可を有する民間処理施設に依頼すること。

② 自ら搬入する場合の施設、受入時間及び受入休業日方法

施 設 名	北石狩衛生センター（ごみ）	石狩市リサイクルプラザ（資源物）
所 在 地	石狩市厚田区聚富618番地11	石狩市新港南1丁目22番地63
受入時間	・燃やせるごみ 9:00～17:00（昼休みを除く） ・上記以外のごみ 9:00～15:00（昼休みを除く）	・資源物のみ 9:30～16:30（昼休みを除く）
受入休業日	土曜日、日曜日、祝日、令和7年12月27日から令和8年1月4日及び定期整備時	土曜日、日曜日、祝日、令和7年12月27日から令和8年1月4日及び定期整備時
処理手数料	家庭系 120円 / 10kg 事業系 180円 / 10kg	家庭系 無料 事業系 130円 / 10kg

(2) し尿・浄化槽汚泥

種 類	収 集 方 法	摘 要
し尿	事前申込制による有料戸別収集	収集車輛の通行障害及び凍結等により汲取り作業に支障を及ぼすことのないようにすること。
浄化槽汚泥	委託業者	

3. 一般廃棄物の処理主体及び処理計画量

(1) 処理主体及び処理方法

【家庭廃棄物】

種 類 (分別区分)	収集運搬 主 体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	委託	委託	焼却	委託	埋立
燃えないごみ	委託	委託	破砕	委託	埋立
燃やせないごみ	委託	委託	破砕・資源化	—	—
びん・缶・ペットボトル	委託	委託	資源化	—	—
廃食用油	その他	その他	資源化	—	—
剪定枝葉	委託	委託	資源化	—	—
古着・古布	委託	その他	資源化	—	—
ミックスペーパー	委託	その他	資源化	—	—
乾電池等	委託	委託	資源化	—	—
小型充電式電池等	その他	委託	資源化	—	—
ペットボトルキャップ	その他	その他	資源化	—	—
紙パック	委託	その他	資源化	—	—
小型家電	委託	その他	資源化	—	—
インクカートリッジ	委託	委託	資源化	—	—
廃蛍光灯等	委託	委託	資源化	—	—
危険ごみ	委託	委託	破砕	委託	埋立
粗大ごみ	委託	委託	破砕・焼却	委託	埋立

【事業系一般廃棄物】

種 類	収集運搬 主 体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
許可業者収集	許可業者	委託	破砕・資源化・焼却	委託	埋立
自己搬入	排出者	委託	破砕・資源化・焼却	委託	埋立
許可業者収集	許可業者	委託	資源化	—	—
自己搬入	排出者	委託	資源化	—	—

※ 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

※ 自ら処理できない場合には、排出事業者自ら処理施設に搬入するか、または許可業者に収集を依頼する。

【し尿・浄化槽汚泥】

種 類	収集運搬主体	処 理 主 体	処 理 方 法
し尿	委託	委託	下水道投入
浄化槽汚泥	委託	委託	下水道投入

※ 平成28年10月より事務委任にて札幌市に処理を委託。

(2) 処理計画量

焼却・破砕	家庭系	燃やせるごみ	7,425		直接埋立	227		総埋立量	4,430					
		燃えないごみ	281											
		燃やせないごみ	1,093											
		粗大ごみ	538											
		当別町分	2,910											
	事業系	許可業者搬入	5,473											
		自己搬入	477											
		当別町分	890											
	計		19,087											
資源化	家庭系	びん・缶・ペットボトル	891							中間処理	19,758		資源化量	2,072
		廃食用油	11											
		剪定枝葉	892											
		古着・古布	12											
		ミックスペーパー	226											
		乾電池等	12											
		小型充電式電池	0.1											
		紙パック	0.4											
		小型家電	17											
		ペットボトルキャップ	1.7											
		インクカートリッジ	0.2											
		廃蛍光管等	1.3											
	計		2,065		直接資源化			1,174						
事業系	許可業者搬入	4												
	自己搬入	3												
計		7												
合計		21,159												

4. 処理施設の概要

処理施設名	所在地	施設区分	処理能力等
北石狩衛生センター	石狩市厚田区聚富618番地11	焼却処理施設	180t / 日 (90t / 24h×2基)
		破砕処理施設	40t / 5h
		最終処分場	194,000立方メートル (令和5年度 末残容量:42,800立方メートル)
		浸出水処理施設	90kℓ / 日
石狩市リサイクルプラント	石狩市新港南1丁目22番地63	資源化(選別)施設	7.5t / 5h

Ⅲ. 許可業者が行う一般廃棄物の処理

(1) 一般廃棄物の種類及び収集方法

種 類	収 集 方 法
生ごみ	排出業者が許可業者へ収集を依頼する。
	排出業者が自己搬入する。
繊維くず、廃プラスチック	排出業者が許可業者へ収集を依頼する。
	排出業者が自己搬入する。

(2) 処理主体、処理方法及び処理計画

種 類	収集運搬 主 体	中 間 処 理		処 理 量
		処理主体	処理方法	
許可業者収集	許可業者	許可業者	資源化	8,439 t / 年
自己搬入	排出者	許可業者	資源化	1,571 t / 年
許可業者収集	許可業者	許可業者	焼却	10 t / 年

(3) 処理施設の概要

処 理 施 設 名	所 在 地	処 理 方 法	処 理 能 力 等	
(株)ばんけいリサイクルセンター 石狩生ゴミリサイクル工場	石狩市新港中央2丁目757-11	資源化（堆肥化）	処理能力	27.4t / 日
			処理計画量	8,470t / 年
ジャパンサイクル(株) 石狩資源循環モデルセンター	石狩市新港南2丁目715-2	資源化（堆肥化）	処理能力	99.4t / 日
			処理計画量	1,505t / 年
早来工営(株) 札幌工場	石狩市新港中央3丁目750-6	焼却	処理能力	56.1t / 日
			処理計画量	10t / 年
(株)マテック石狩支店 ごみ処理施設	石狩市新港南1丁目22-69	資源化（RPFの製造）	処理能力	72t / 日、52.8t / 日
			処理計画量	35t / 年
(株)マテック石狩支店 OA器機解体工場	石狩市新港南1丁目22-69	資源化（解体・分別）	処理能力	4.2t / 日、4.8t / 日
			処理計画量	40t / 年
野村興産(株)イトムカ鉱業所	北見市留辺蘂町217-1	資源化（乾電池等）	処理能力	100.8t / 日
			処理計画量	15t / 年

《参 考》

※ 処理計画量内訳

〔家庭系〕

	計画収集	自己搬入	当別町分	計	備 考
衛生センター 計	8,647	703	2,910	12,260	
燃やせるごみ	7,226	199	2,237	9,662	
燃えないごみ	255	26	118	399	
燃やせないごみ	1,025	68	344	1,437	
粗大ごみ	128	410	211	749	
乾電池等	12			12	
小型充電式電池	0.1			0.1	
廃蛍光管	1			1	
リサイクルプラザ	891			891	びん・缶・ペットボトル
廃食用油	11			11	
剪定枝葉	892			892	
古着・古布	12			12	
ミックスペーパー	226			226	
小型家電	17			17	
インクカートリッジ	0.2			0.2	
紙パック	0.4			0.4	
ペットボトルキャップ	1.7			1.7	
集団資源回収	1,200			1,200.0	
〔P1	10,699	703	〕		
計	11,898.7	703	2,910	15,511.7	

〔事業系〕

	計画収集	自己搬入	当別町	その他	計	備 考
衛生センター	5,473	477	890		6,840	
リサイクルプラザ	4	3			7	
ばんけいリサイクル	49	400		2,388	2,837	
ジャパンサイクル	48	380		1,704	2,132	
早来工営	10				10	
マテック		35			35	
	5,584	1,295	890	4,092	11,861	

	収集量	資源化量	備 考
プラザ資源化量	891	731	収集量 × 82%
センター資源化量		165	R6年度実績（鉄・アルミプレス）
直接資源化量		1,174	
プラザプラ資源化		2	
		2,072	

※ 最終処分場残容量

平成27年度末	79,176 m ³	4,328 m ³ 3,995 m ³ 3,222 m ³ 3,480 m ³ 5,024 m ³ 5,026 m ³ 5,263 m ³ 4,928 m ³ 5,003 m ³	平成27年度末	4,137 t
平成28年度末	74,848 m ³		平成28年度末	3,984 t
平成29年度末	70,853 m ³		平成29年度末	3,995 t
平成30年度末	67,631 m ³		平成30年度末	3,974 t
令和元年度末	64,151 m ³		令和元年度末	3,941 t
令和2年度末	60,757 m ³		令和2年度末	4,530 t
令和3年度末	56,988 m ³		令和3年度末	4,410 t
令和4年度末	51,907 m ³		令和4年度末	4,593 t
令和5年度末	46,979 m ³		令和5年度末	4,494 t
令和6年度末	42,800 m ³		令和6年度末 予想	4,430 t
令和7年度末 予想	37,797 m ³		令和7年度末 予想	4,430 t

〔その他の推移〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
古着・古布	20.8	17.3	15.1	15.4	13.0	12
みどりのリサイクル	1,013.9	867.2	886.3	886.3	951.0	892
紙パック	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4
廃食用油	9.0	11.0	11.3	12.0	12.0	11
ミックスペーパー	219.9	227.6	235.3	242.0	228.0	226
廃蛍光管等	2.6	2.5	1.5	2.0	1.5	1.3
乾電池等	12.7	12.7	13.2	13.0	13.0	12
小型充電式電池等	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
小型家電	21.8	17.8	17.6	17.0	17.0	17
ペットボトルキャップ	1.2	1.0	1.0	2.0	1.3	1.7
インクカートリッジ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
				1,190.5	1237.5	1,173.7
プラザ残さ(キャップ)	3.6	6.0	6.4	5.0	6.0	2.0
プラザ残さ(ビニール)	8.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0
プラザ残さ(繊維くず)	—	—	—	—	—	—
				5.0	6.0	2.0
事業系生ごみ	957	849	849	849	632.0	876
早来工営	10	10	10	10	10.0	10
マテック	35	35	35	35	35.0	35
計	2,317.1	2,057.8	2,082.3	3,285.0	1920.5	2,096.7
電池・蛍光管除く	2,301.8	2,042.6	2,067.6	3,270.0	1906.0	2,083.4

その他事業系生ごみ	4,628	4,258	4,293	4,197	4,451	4,092

○ 直接資源化量

廃食用油 + 剪定枝葉 + 古着・古布 + ミックスペーパー + 乾電池等 + 小型充電式電池 +
紙パック + 小型家電 + インクカートリッジ + 廃蛍光灯等

○ 中間処理量

焼却・破碎量 + 資源化家庭系 + 資源化事業系

○ 資源化量

プラザ資源化量 + センター資源化量 + プラザプラ資源化量

○ 直接埋立量

焼却・破碎をしないで直接埋立する量

○ 総埋立量

焼却・EP灰、破碎物、プラ、直接埋立等最終処分場への埋立量